

無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果

【調査対象】	令和3年5月10日時点で法務省が把握している無戸籍の学齢児童生徒のうち、これまでの本調査で就学が確認できていない者（53名）※1
【調査数】	45市区町村教育委員会等
【調査期間】	令和3年7月2日～8月27日

【無戸籍の学齢児童生徒の状況】

1. 児童生徒の義務教育諸学校への就学状況

① 当該市区町村内に居住しており当該市区町村内の公立学校に就学している※2	50
② 当該市区町村内に居住しているが他市区町村の公立学校や国私立学校へ就学している※2	1
③ 当該市区町村内に居住しているが就学していない※2	—
④ 他市区町村での居住・就学を確認している※3	2
⑤ 居住・就学の実態を把握できない※4	—
計	53

2. 就学している児童生徒の登校の状況

① 支障なく登校している	52
② 就学しているが、欠席が目立つ	1
③ 就学しているが、不登校状態となっている	—
計	53

3. 未就学期間の有無

① あり	—
② なし	53
計	53

※1 今回、対象となった53名のうち1名については調査の段階において無戸籍状態が解消されたことを確認している。

※2 「1. 児童生徒の義務教育諸学校への就学状況」の①②③については、調査の際は、市区町村ごとに調査を行ったため、調査票内に「当該市区町村内に居住している」ことは明記していなかったが、公表に当たり、他項目との差異を明確にするために、その旨を記載している。

※3 「1. 児童生徒の義務教育諸学校への就学状況」の④については、調査の際は、他市区町村での「居住」を確認しているかを問うていたが、その後、「就学」も確認できたため、「居住・就学」を確認している旨記載している。

※4 「1. 児童生徒の義務教育諸学校への就学状況」の⑤については、調査の際は、「居住」の実態を把握しているかを問うていたが、加えて「就学」の実態も把握するため、「居住・就学」の実態を把握できない旨記載している。

【教育委員会等における対応】

4. 教育委員会と関係部局との連携による就学に向けた支援の具体例

- 離婚後300日以内の出生だったため、出生届が提出できていない保護者から、首長部局が就学の申出を受けた際に、関係部局と連携しながら出生証明書や居住の実態を確認し、就学の手続きを進めた。
- 幼稚園から得た就学時健康診断を受診しない園児に関する情報から、無戸籍者であることが判明した際に、戸籍担当部局と協力して就学手続きを進め、就学時健康診断を受診させ、通常どおり指定する学校に就学させた。
- 福祉担当部局からの情報提供により、無戸籍者であることを把握した際に、戸籍の取得と就学について情報共有し、福祉担当部局、学務担当部局双方から該当児童の保護者に案内した。

5. 教育委員会関係部局との連携によって戸籍の取得に向けた支援の具体例

- 保護者に、戸籍取得に向けた手続き等を記載した文書を送付したり、相談窓口を案内するなど、戸籍取得に向けた手続きを促した。
- 当該児童が通うこども園と連携し、担任や園長から保護者に対し、戸籍取得を促した。
- 戸籍関係書類が必要となる機会を用いて、教育委員会の教育相談員へ相談するよう、学校を通して働きかけを行った。
- S S Wが保護者と面談し、その後、戸籍取得に向けて弁護士等を紹介して法的手続きを進めた。

6. 関係機関との間で戸籍や住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒に関する必要な情報共有のためのルールを定めている場合の具体例

- 居所不明児童生徒や就学状況を把握できない外国人児童生徒について、学校、教育委員会、首長部局、児童相談所、民生委員などを含めた情報共有の仕組みを設けており、その中で無戸籍の児童生徒についても同様に対応することとしている。
- 法務局からの情報提供、首長部局福祉担当窓口への相談等により無戸籍者情報を把握した際は、戸籍住民票所管部門に情報を集約する。その情報を庁内関係部門に提供し、提供を受けた部署は、その情報をもとに対象者に対して住民サービスを行う。
- 転入時の住民登録手続き、児童手当の手続き、国民健康保険等の手続き等において、当該児童の保護者等から申告があり、無戸籍の学齢児童生徒の存在を把握した場合、義務教育担当課へ情報共有する。また、要保護児童対策協議会等において、要保護児童生徒として把握された場合も情報共有を行っている。